

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成22年5月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成22年6月18日（金曜日） 午後1時30分から	さぬき市志度5385番地8 さぬき市役所本庁3階301・302会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成22年6月8日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及びさぬき市建設経済部都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

さぬき都市計画道路の変更案の概要

1 さぬき都市計画道路中3・4・11号新井上津田線、3・5・3号中央線及び3・5・4号駅前線を廃止する。

2 さぬき都市計画道路中3・3・10号大通線ほか6路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
幹 線 街 路	3 ・ 3 ・ 10	長尾寒川大 川線	さぬき 市長尾 西字辛 立	さぬき 市大川 町富田 東字坂 の下	さぬき市 寒川町石 田東字本 村	約6,870m	地 表 式	4 車 線	25 m	
幹 線 街 路	3 ・ 5 ・ 1	津田石田東 線	さぬき 市津田 町津田 字流田	さぬき 市寒川 町石田 東字本 村	さぬき市 寒川町神 前字山崎	約6,800m	地 表 式	2 車 線	12 m	自動車専用 道路と立体 交差1箇所 JR高徳線 と平面交差 1箇所

幹線街路	3・6・2	国道線	さぬき市津田町津田字琴林	さぬき市津田町津田字流田	さぬき市津田町津田字南上所	約1,660m	地表式	2車線	10m	
幹線街路	3・5・5	堂林宗林堂線	さぬき市志度字堂林	さぬき市末字西内間	さぬき市志度字赤馬崎	約2,830m	地表式	2車線	12m	自動車専用道路と立体交差1箇所
幹線街路	3・5・6	西志度線	さぬき市志度字御所	さぬき市志度字花池尻	さぬき市志度字御所	約1,090m	地表式	2車線	12m	J R高徳線と平面交差1箇所 琴電志度線と平面交差1箇所
幹線街路	3・5・7	津村八丁地線	さぬき市志度字入江	さぬき市志度字花池尻	さぬき市志度字葎池	約1,350m	地表式	2車線	14m	幹線街路と平面交差1箇所 J R高徳線と立体交差1箇所
幹線街路	3・6・8	志度造田山崎線	さぬき市志度字正面	さぬき市寒川町神前字山崎	さぬき市造田宮西字広瀬	約7,300m	地表式	2車線	10m	自動車専用道路と立体交差1箇所 J R高徳線と平面交差1箇所

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及びさぬき市建設経済部都市計画課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。